



**プロパティ(シンボルマーク・ロゴタイプ等)
の使用承認基準と承認手続きについて**

平成29年7月改訂

大阪マラソン組織委員会事務局

事務窓口：大阪マラソンライセンス事務局

〒542-0081 大阪府中央区南船場3-2-22
麻綱ビル9階
天創堂株式会社 内

【はじめに】

大阪府・大阪市・(一財)大阪陸上競技協会の主催により第7回大阪マラソン(英文名:OSAKA MARATHON 2017)(以下、「本大会」と表記)を2017年11月26日(日)に開催します。

この「大阪マラソンプロパティ(シンボルマーク・ロゴタイプ等)の使用承認基準と承認手続きについて」(以下、「本書」と表記)では、本大会の表象として使用される「シンボルマーク・ロゴタイプ等」(以下、「プロパティ」と表記)の使用承認にあたっての基準や使用方法についての規定、承認手続きの方法などについてご案内します。

ぜひ皆様におかれましては、プロパティのご使用に際しましては、必ず本書に記述されている規定に準拠していただきますようお願いいたします。

プロパティには知的財産権が本大会の主催者に保有されており、厳重に保護されています。万一、プロパティを不正にご使用になった場合には、損害賠償請求等の法的措置がとられる場合がありますので、十分にご注意ください。なお、プロパティに係わる知的財産権は、大阪マラソン組織委員会(以下、「委員会」と表記)が管理しています。

【使用承認申請の手続きについて】

プロパティをご使用いただく際は、本書に記述されている規定に従い、他に規定されない限り、大阪マラソン組織委員会事務局(以下、「事務局」と表記)もしくは、大阪マラソンライセンス事務局(以下、「ライセンス事務局」と表記)に必ず使用承認申請の手続きを行っていただく必要があります。プロパティを含む使用案、デザイン案等を制作開始の事前に事務局もしくはライセンス事務局に提出してください。使用承認申請の受理後、承認、不承認についての連絡は、事務局もしくはライセンス事務局より行います。

1. 使用承認審査について

プロパティ使用に関する申請については、委員会内にて本大会の趣旨と公平性ととの整合性等について審査します。

尚、申請内容が以下の各号のいずれかに該当する場合は承認されません。

- 1) 本大会の発展、成功に資すると認められない場合
- 2) 本大会の品位を毀損、又は正しい理解の妨げとなる可能性がある場合
- 3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用される可能性がある場合
- 4) 大会共催社、および大会協賛スポンサーの協賛カテゴリー、協賛アイテムと競合する可能性がある場合
- 5) 大会共催者、および大会協賛スポンサー以外の特定の個人、団体等の売名に利用される可能性がある場合
- 6) 不当な利益をあげるために利用される可能性がある場合
- 7) プロパティをライセンス事務局作成の「ライセンス使用プロパティマニュアル」(以下、「マニュアル」と表記)の規定に従わず使用する可能性がある場合
- 8) 品質(表示内容を含む)、性能等に関し、一定の基準を満たす品質、客観的な効能等が認められないと委員会およびライセンス事務局が判断する場合
- 9) 使用目的、商品の販売ルートや景品・広告等の頒布先、提出先が明らかでない場合
- 10) 法令や公序良俗に反する可能性がある場合
- 11) その他委員会およびライセンス事務局がプロパティ使用について不適切と認める場合

2. 使用可能なプロパティについて

使用可能なプロパティは、以下のページに記載の「無償および有償で使用可能なプロパティ一覧(デザインエレメント一覧)」の表にある通りです。

また、プロパティの使用方法の詳細につきましては、マニュアルに規定しております。マニュアルには、プロパティを使用する際の態様や製品化する場合の注意事項が記載されています。

●無償および有償で使用可能なプロパティ一覧(プロパティエレメント一覧)

ロゴタイプ 年号20xxは 毎年更新	英文① OSAKA MARATHON 2017	英文② OSAKA MARATHON 2017	英文③ OSAKA MARATHON 2017	和文① 大阪マラソン2017		
略称ロゴタイプ	英文① OSAKA MARATHON	英文② OSAKA MARATHON	和文① 大阪マラソン	和文② 大阪マラソン		
オフィシャル シンボルマーク	カラー 	モノクロ 				
コンビネーション シンボル	カラー-英文① 	カラー-英文② 	カラー-英文③ 	モノクロ-英文① 	モノクロ-英文② 	モノクロ-英文③ 
	カラー-和文① 	カラー-和文② 	カラー-和文③ 	モノクロ-和文① 	モノクロ-和文② 	モノクロ-和文③ 

3. 無償および有償の基準について

プロパティ使用の承認をする場合、無償および有償の基準は次の通りとします。



(1) 無償となる場合

- ① 大会共催社、および大会協賛スポンサーの協賛カテゴリー、協賛アイテムの商品、サービス（役務）、景品の範囲内での使用であると認められる場合
- ② 国、地方自治体、学校法人および非営利団体などが大会をPRする目的で【コンビネーションシンボル】を使用する場合
- ③ 新聞、雑誌、テレビ等各種報道機関・媒体が報道目的で【コンビネーションシンボル】を使用する場合
- ④ その他、無償とすることが適切であると委員会およびライセンス事務局が認める場合

(2) 有償となる場合

- ① 大会共催社、および大会協賛スポンサーであっても、協賛カテゴリー、協賛アイテム以外の商品、サービス（役務）、景品での使用であると認められる場合
- ② 商品およびその他パッケージに使用し、それによって申請者が収益を得る場合
- ③ リース、レンタル、またはサービス等の提供によって申請者が収益を得る場合
- ④ 企業活動に使用する場合
- ⑤ 景品等に使用する場合
- ⑥ 広告等（チラシ配布を含む）に使用する場合、特定の個人、団体等の売名に利用される可能性がある場合
- ⑦ その他、有償とすることが適切であると委員会およびライセンス事務局が認める場合

●プロパティを使用する際の無償・有償の区分表

		使用プロパティエレメント (P2の表またはP6を参照してください)	
		 OSAKA MARATHON 2017 コンビネーションシンボル	 OSAKA MARATHON 2017 以外のエレメント
商品	メモリアル商品 ・参加出場者の完走記念商品群 ・氏名、ナンバーカード番号、ランニングタイム等の刻印	有償	有償
	ライセンス商品 ・参加者および応援者を対象とした記念商品群 ・完走記念アクセサリ、完走記念菓子、応援雑貨等	有償	有償
	NBアライアンス商品 ・ナショナルブランド等の一般流通商品にマークを付した商品群 ・「大阪マラソン」の応援商品(応援飲料、応援スナック菓子等)	有償	有償
	コラボレーション商品 ・著名キャラクターや企業・ブランドとのコラボレーションにより企画された話題性のある商品群 ・アパレル、雑貨、アクセサリ等の限定商品等	有償	有償
景品	販促ノベルティ ・団体・企業・商店会などがPR、または商品の販促のために製作配布するノベルティ	有償	有償
	PRノベルティ ・行政・非営利団体などが大会のPR目的で製作するノベルティ	無償 <small>※コンビネーションシンボル 英文のみが無償で使用可能 ※使用用途、デザインにより 有償の場合あり</small>	有償
広告	広告出稿 ・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、チラシ、Web/パナーなどの媒体への広告出稿	有償	有償
	社用・団体用 ・社内・団体内で使用する社員証、社員手帳、社内報、あるいは社外・団体外用に使用する名刺、封筒、包装紙、キャリーバッグ、会社案内 etc.,	※オフィシャルスポンサーでの使用に限られます	

4. 無償使用の承認手続きについて

「無償となる場合」(3ページ「3. 無償および有償の基準について」(1)無償となる場合」参照)に該当する企業・団体等がPR・広報等にプロパティを使用しようとする場合、以下の手順に従ってプロパティの使用承認申請の手続きを行ってください。

尚、申請に要する費用等について、事務局およびライセンス事務局は一切負担しません。

また、提出を受けた書類は返却できませんので、予めご了承ください。

申請および承認の手順

① 申請書類を事務局もしくはライセンス事務局に提出

「プロパティ無償使用承認申請書」に必要事項を記入し、事務局もしくはライセンス事務局に提出してください。※企業、団体等の概要書を必ず添付してください。

※「プロパティ無償使用承認申請書」に必要事項を書ききれない場合は、別途申請内容がわかる資料を添付してください。

※使用件数、使用媒体が複数ある場合は、媒体毎に「プロパティ無償使用承認申請書」に記入し、提出してください。

② 使用承認審査（無償使用）

事務局およびライセンス事務局にて受け付けた上記申請を委員会にて審査します。

※申請受理後、14営業日を目安に審査結果を事務局もしくはライセンス事務局よりご連絡します。

※委員会の審査結果が不承認であった場合、「プロパティ無償使用不承認通知書」の交付をもって、その連絡と代えます。

③ 使用プロパティのデータ支給

使用承認審査で承認をされた企業・団体等には、使用予定のプロパティのデータを事務局もしくはライセンス事務局より支給します。

④ デザイン確認

上記③のデータによって作成されたデザイン案、使用案等の資料を事務局もしくはライセンス事務局に提出してください。デザイン案が適切であるかどうかの確認を行います。

※修正を求められた場合は、修正後のデザイン案を再度提出してください。

⑤ デザイン確認の連絡

上記④で提出されたデザイン案を確認後、使用の可否につき事務局もしくはライセンス事務局より連絡します。

⑥ 完成見本を提出

プロパティを使用した広告等の完成見本は、完成後、すみやかに事務局もしくはライセンス事務局に提出してください。但し、完成見本の提出が困難な場合については、委員会の事前の承認があった場合に限り、その写真等の提出をもって代えることができます。

※申請内容(申請者・使用目的・使用方法等)によっては、申請手続きに事務手数料(¥10,800:税込)をお支払い頂く場合があることをご了承ください。

※大会共催者・協賛企業・団体様におきまして、プロパティを使用して製品化をされる場合、「無償使用申請」の承認案件であっても、ライセンスマーク(デザインマニュアルに詳細を記載)を商品または景品(あるいは下札、包装資材など)に印字して頂きますので、この点ご注意ください。

5. 有償使用承認の手続きについて

「有償となる場合」(4ページ「3. 無償および有償の基準について (2) 有償となる場合」参照)に該当する場合、以下の手順に従って使用承認申請の手続きを行ってください。

※尚、デザイン、試作品、完成品制作、品質検査等に要する費用等について、事務局およびライセンス事務局は一切負担しません。

有償使用の申請および承認の手順

① ライセンス事務局に提案

「プロパティ商品化権使用申請書」に必要事項を記入し、ライセンス事務局に提案してください。

② 申請書類をライセンス事務局に提出

(ア) 「プロパティ商品化権使用申請書」

※「プロパティ商品化権使用申請書」に必要事項を書ききれない場合は、申請内容がわかる補足資料を別途添付して提出してください。

(イ) プロパティの使用態様および企画内容がわかる資料

所定の「デザインシート」に必要事項を記入し、提出してください。

(ウ) 「商品一覧表(添付資料B)」(商品の場合)

(エ) 企業、団体等の概要書(パンフレット等でも可)

(オ) 直近2年間の決算書(もしくはそれに類する決算内容がわかるものの写し)

※提出を受けた書類は返却できませんので、予めご了承ください。

③ 使用承認審査(有償使用)

ライセンス事務局にて受け付けた上記申請を、委員会にて審査いたします。

※万一、委員会の審査結果が不承認であった場合、「プロパティ有償使用不承認通知書」の交付をもって、その連絡と代えます。

④ マニュアル(=ライセンス使用プロパティマニュアル)の交付

使用承認審査で承認をされた企業・団体等には、マニュアルをライセンス事務局より交付します。

⑤ デザイン確認

マニュアルに沿って作成されたデザイン案をライセンス事務局へ提出してください。デザインが適切であるかどうかの確認を行います。

※修正を求められた場合は、修正後のデザインを再度提出してください。

⑥ 試作品確認(環境配慮面のチェックを含む)

(ア) 試作品をライセンス事務局に提出してください。

(イ) 試作品が適切であるかどうか、デザイン面と環境配慮面の両面から確認します。

※試作品の修正を求められた場合は、修正後の試作品を再度提出してください。

(ウ) 品質検査結果のコピーをライセンス事務局に提出してください。

品質検査の結果確認を行います。

※品質検査結果に問題があると認められた場合、企画仕様を修正後再検査の上、検査結果のコピーを再度提出してください。

⑦ 大阪マラソンマーク等使用権再許諾契約書」の締結

「大阪マラソンマーク等使用権再許諾契約書」(以下「契約書」と表記)の締結をもって、当該企業・団体等は第7回大阪マラソンの商品化におけるサブライセンシーとして正式に認定される

ものとします。

⑧ ライセンス使用料の支払い

契約書に記載されているライセンス使用料を契約締結後2週間以内にライセンス事務局が指定する金融機関の口座にお振込みください。

⑨ ライセンスマークの印刷・印字

申請承認後、使用承認された商品および景品（あるいは下札、包装資材など）の一つずつにライセンスマーク（※マニュアルに詳細を記載）を必ず印字、印刷してください。

⑩ 完成品

完成品をライセンス事務局に送付、提出してください。完成品が適切であるかどうかの確認を行います。

※修正を求められた場合は、修正後の完成品を再度提出してください。

以上